

報 告 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	2

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 3 月 23 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 3 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 22 日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 4 年 12 月 27 日、市内東田中 984 番地の 1 地先の市道 0115 号線において、歩行中に歩道上の段差に足を取られ転倒し負傷した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 6,735 円

2 損害賠償の相手方

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月23日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第4号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月22日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和4年12月29日、市内中畑531番地の103付近の市道5319号線において、配達中に道路左側に車両を寄せたところ、左側前輪で乗った鉄板が跳ね上がり車両の下部側面にあるバッテリーを損傷した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 43,373円

2 損害賠償の相手方

